

主な合算対象期間は次の期間です。(※は 20 歳以上 60 歳未満の期間に限ります。)

<昭和 61 年 4 月 1 日以後の期間>

1. 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間※
2. 平成 3 年 3 月までの学生（夜間制、通信制を除き、年金法上に規定された各種学校を含む）であって国民年金に任意加入しなかった期間※
3. 第 2 号被保険者としての被保険者期間のうち 20 歳未満の期間又は 60 歳以上の期間
4. 任意加入したが保険料が未納となっている期間（全て 20 歳以上 60 歳未満の期間が対象）

<昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間>

5. 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間※
6. 被用者年金制度等から支給される老齢（退職）年金受給権者とその配偶者、老齢（退職）年金の受給資格期間を満了した人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間※
7. 学生（夜間制、通信制、各種学校を除く）であって国民年金に任意加入しなかった期間※
8. 昭和 36 年 4 月以降の国会議員であった期間※
9. 昭和 37 年 12 月以降の地方議員であった期間※
10. 日本国籍を取得した方、又は、永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和 56 年 12 月までの在日期間※
11. 日本人であって海外に居住していた期間※
12. 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間（昭和 61 年 4 月から 65 歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間（免除期間を含む）がある人に限る）
13. 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間※
14. 厚生年金保険、船員保険の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20 歳未満の期間又は 60 歳以上の期間
15. 任意加入したが保険料が未納となっている期間（全て 20 歳以上 60 歳未満の期間が対象）

<昭和 36 年 3 月 31 日以前の期間>

16. 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間（昭和 36 年 4 月以後に公的年金加入期間がある場合に限る）
17. 共済組合の組合員期間（昭和 36 年 4 月以後に引き続いている場合に限る）